

なごや 市民活動通信



2020

4月号

No.86

無料

発行：名古屋市市民活動推進センター

INDEX

特集 NPO法人の組織運営の手引 会員管理編

センターニュース



応援ありがとう♡参加ありがとう！ ファーストキフ・フェスタを開催しました!!

みんなでよりよい未来をつくるために、楽しみながら「ボランティア」や「NPO」について知り、チャリティーなどを通して応援する交流イベント「ファーストキフ」。

2月15日(土)には、ナディアパーク アトリウムにおいて、今年度「ファーストキフ」のメインイベントである「ファーストキフ・フェスタ」が開催されました。会場では、グランパスくんのグリーティングで心を癒され、名古屋おもてなし武将隊®の演武に酔いしれました。そして、参加NPOのステージ企画では、劇あり笑いあり、そしてファッションショーありで会場も一緒になって盛り上がりました。

団体紹介では、武将さまと市民活動との意外な関係がわかったり、嬉し恥ずかし?ランウェイを颯爽と歩いたり、参加団体の皆さんもとても楽しそうでした!

会場には、約800名の来場者があり、参加団体の出展ブースやステージ企画を通じて、団体の活動や解決したい課題などを知っていただくことができました。

みなさん、これからもNPO・市民活動を応援してくださいね!!



■ 特集

NPO法人の組織運営の手引 会員管理編



NPO法人の会員には、総会で議決権のある会員(=「社員」と言います)と、総会で議決権のない会員(賛助会員、利用会員など)があります。今回は、総会の定足数にも関係する会員管理について特集します。

▼会員名簿を整理しよう

総会を有効に成立させるためには、社員の出席者数が定足数を満たすかどうか、総会の前に確認しておく必要があります。社員総数は何人であり、そのうち何人が総会に出席するのか。欠席する社員から委任状の返送はあったかどうか。総会に向けてこれらの情報を把握するためにも、会員名簿を整理しましょう。

▼自分の団体の定款を確認しよう

確認するのは、主に以下の項目です。多くの法人では、会員についての条文は定款の第3章、総会についての条文は定款の第5章にまとまっています。以下の5つのことを把握したうえで社員に関する情報を確認しましょう。



- 会員の種別
- 会員の入会・入会金及び会費
- 会員の資格の喪失
- 会員の退会・除名
- 総会の定足数



▼社員(=議決権のある会員)の人数を確認しよう

社員の名称は法人によって様々ですが、多くの法人では「正会員」という名称を使用しています。定款で社員の入会・退会に関する条文を確認し、資格喪失の事由に該当する場合は名簿から除外し、社員の人数を確定させます。総会の開催にあたっては、総会の定足数と照らして、社員総数のうち何人の出席が必要なのか把握します。

▼会員管理規程をまとめてみよう

会員管理に関する運用上のルールについて定款に定める必要はありませんが、担当者によって判断が変わらないよう、団体内で運用されているルールを明文化し、内部規程として組織内で共有しておきましょう。会員管理規程を定める場合には、定款にもとづき理事会または総会で議決します。

●会員の種別	・「正会員」「賛助会員」「利用会員」など
●会費の額	・会員の種別に応じて会費の額はどうか ※ 会費の額は多くの法人で総会の議決事項となっています。定款をご確認ください。
●年度途中の入会	・いつを入会日とするか ・年会費は全額納めるのか月割で納めるのか
●会員資格期間	・年会費を納めた日から1年とするのか、会費を納めた日に関わらず事業年度毎に切り替えるのか

この手引は、平成29年度名古屋市NPOアドバイザーのみなさん、NPO法人ボラみみより情報局、NPO法人ボランティアネイバーズに監修いただいたものを、名古屋市市民活動推進センターが改訂したものです。(初出:『なごや市民活動通信』2018年4月号)

NPO法人向け 伝言板

◆ 市税の減免申請／登記事項の変更について ◆

◆ 市税の減免に関する申請をお忘れなく ◆

地方税法においては、収益事業を営まないNPO法人であっても、法人市民税の均等割が課税されます。名古屋市では、市税減免条例の規定により、収益事業を営まないNPO法人については、均等割申告書の申告納付期限までに均等割申告書と減免申請書を提出していただいた場合に限り、均等割額の全額を減免します。2020年の提出期限は、[4月30日]です。

期限までに提出されない場合には、減免が適用されず、均等割が課税されますのでご注意ください。また、書類の提出は毎年必要です。

主たる事務所が所在する区	担当する市税事務所	電話番号
千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	(052)959-3305
西・中村・中川・港	ささしま市税事務所	(052)588-8006
昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	(052)324-9806

◆ 登記事項に変更があった場合は、変更の登記をお忘れなく ◆

NPO法人は、登記事項に変更があった場合、組合等登記令に基づき変更の登記を行う必要があります。

登記事項	期限
法人の名称・事務所所在地・目的・事業内容等 代表権のある役員の名・住所等	・主たる事務所の所在地は2週間以内 ・従たる事務所の所在地は3週間以内 ※その他の項目については、内容により期限が異なるため、法務局へ確認してください。

登記を怠ると、理事、清算人は20万円以下の過料に処される場合があります。なお、「資産の総額」については、平成30年10月1日以降登記は不要となりました。「資産の総額」の登記が不要となる代わりに、平成30年10月1日から貸借対照表の公告が必要となりましたのでご注意ください。

登記に関する問い合わせ及び書類の提出先

名古屋法務局(本局)※名古屋市内のNPO法人の場合
◆住所：名古屋市中区三の丸2-2-1(名古屋合同庁舎第1号館)
◆電話：052-952-8111(音声ガイダンスにつながります)

1月の設立認証NPO法人

名称	目的
不動産の承継を成功させる会 [昭和区]	名古屋市並びに名古屋市周辺地域に土地及び建物を所有し又は所有しようとする者に対して、既に開始している未解決の相続等の解決、及び今後発生する様々な不動産の承継を円滑に進めるための事業を行い、良好で快適な住環境整備に寄与する。
スポーツクラブ Cheetah [緑区]	地域の子どもたちに対して、野球やスポーツ活動に関する事業を行い、子どもたちの運動離れや体力低下の改善及び解決を図り、身体の健全育成、運動能力の増進、安全意識の向上、更には、社会教育活動を実施し、礼儀礼節の習得に寄与する。
なごや空き家相談センター [中区]	広く市民に対して、相談会やセミナー等の開催などの情報発信事業を行い、空き地・空き家の適正管理、有効活用について種々の選択肢を示し、空き地・空き家問題の解決の窓口となることを活動の趣旨とし、ひいては、名古屋のまちづくりに積極的に寄与する。

1月末現在の所管法人数

★ 認証法人数：886法人 認定法人数：27法人 特例認定法人数：1法人



市民活動推進センターの組織名が変わります

★令和2年4月1日より、名古屋市の組織改編に伴い、市民活動推進センターの組織名が変更になります。

令和2年3月31日まで 名古屋市 市民経済局 地域振興部市民活動推進センター

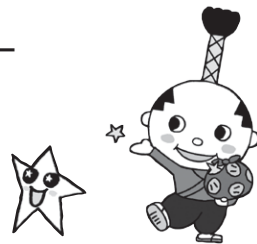
令和2年4月 1日から 名古屋市 スポーツ市民局 地域振興部市民活動推進センター

★同時に、市民活動推進センターのメールアドレスが変更となりますのでご注意ください。

令和2年3月31日まで npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

令和2年4月 1日から npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

お手数をおかけいたしますが、登録の変更をよろしくお願ひいたします。



市民活動通信が来月号より隔月発行となります

来月号より、市民活動通信がなんと! 念願のカラー化し、隔月発行に変更となります。

お知らせする頻度が少なくなってしまうのは寂しくはありますが、カラフルで賑やかな紙面で、様々な情報をお伝えしていければと思いますので、次回の令和2年5・6月号をお楽しみに!



名古屋市市民活動推進センター主催講座・イベントのご案内



4/24[金] 6/3[水] NPO講座 ～法人設立編～

※14:00～16:00

NPO法の概要、NPO法人を設立するために必要な事前準備や手続きなどについて少人数で学びます。NPO法人を設立したい!という方向けの講座です。

- 定 員: 10名(4月11日(土)受付開始)
- 講 師: 市民活動推進センター職員
- 参 加 費: 500円

講座受講のお申込みは、電話・FAX・メールにて受け付けます。メール・FAXでお申込みの際は、講座名・氏名・電話番号・所属団体・参加動機をご記入ください。名古屋市内で活動しているまたは活動する意志のある個人・団体を対象とします。詳しくは、当センターのホームページ「なごや★ぼらんぼナビ」をご覧ください。

【問合せ・申込先】
 名古屋市市民活動推進センター
 電話：052-228-8039 FAX：052-228-8073
 電子メール：<3月31日まで>npo@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
 <4月 1日から>npo@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp
 URL：http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/

ゴールデンウィーク(4月29日(水)～5月6日(水))中の開館時間について

ゴールデンウィークの開館時間は以下のとおりです。

4月29日(水・祝)	9:00～18:00	5月4日(月)	休館日
4月30日(木)～5月2日(土)	9:00～21:30	5月5日(火・祝)	9:00～18:00
5月3日(日・祝)	9:00～18:00	5月6日(水・祝)	



スタッフのつづき

スタッフ：矢野

この4月で3年目を迎える運びとなりました。うっかりミスや物忘れは日常茶飯事、忍び寄り認知症を物ともせず、このセンター受付に根を張り頑張ってます。当センターご利用の方々の中で、私と年代代で、リタイア後に市民活動に参画された方も多く居られるようで心強い限りです。まだまだ若い奴らにや負けないぞ、の心意気。ですよね。



イラスト協力：加藤舞美